

医師・歯科医師の方が診療所を開設した後の変更等の手続きについて

届出事項に変更があった場合

変更後 10 日以内

変更後 10 日以内に診療所届出事項変更届（8号様式）の提出が必要です。

変更の主な内容	添付書類等
<ul style="list-style-type: none"> ● 開設者の住所・氏名（改姓・改名のみ） ● 診療所の名称 ● 開設場所（住居表示の変更） 診療所を移転した場合は、変更届ではなく廃止・開設の手続きが必要です。 ● 診療科目 ● 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・歯科衛生士その他の従業者の定員 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地の面積・平面図 ● 建物の構造・平面図 ● 歯科技工室の構造設備 ● 病床数・病床の種別ごとの病床数・各病室の病床数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更前・変更後の平面図 変更した部分を明示してください。
<ul style="list-style-type: none"> ● 診療に従事する医師・歯科医師 ● 診療に従事する医師・歯科医師の担当診療科名・ 診療日・診療時間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師・歯科医師免許証の写し ● 臨床研修修了登録証の写し ● 履歴書
<ul style="list-style-type: none"> ● 業務に従事する助産師 ● 業務に従事する助産師の勤務日・勤務時間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助産師免許証の写し ● 履歴書
<ul style="list-style-type: none"> ● 業務に従事する薬剤師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師免許証の写し ● 履歴書

※ エックス線装置を設置・更新・移設・廃止した場合は、エックス線関係の届出が必要です。

変更の届出を忘れやすいケース

- 管理者が転居した場合 自宅住所の変更も届出が必要です。
- 部屋の用途を変えた場合 届け出ている平面図から変更した場合は届出が必要です。
- 診療科目を変えた場合
- 診療日・診療時間を変えた場合
- 従業員を採用した場合

診療所を休止・再開・廃止した場合

休止・再開・廃止後 10 日以内

休止・再開・廃止後 10 日以内に診療所休止・再開・廃止届（11 号様式）の提出が必要です。

問合せ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 企画調整課

電話 | 0467-24-3900（代表）

来所の際は、必ず事前にお電話ください。

ホームページ | www.pref.kanagawa.jp/docs/d3x/

各届出様式を掲載しています。

次の手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

- 麻薬診療施設（麻薬施用者が勤務する診療所） 環境衛生課
- 生活保護法等指定医療機関 保健福祉課
- 結核指定医療機関 / 被爆者一般疾病医療機関 保健予防課